

一般財団法人東京 2025 世界陸上財団  
第 6 回理事会議事録

1. 開催日時：令和 5 年 12 月 26 日（火）午後 1 時 00 分
2. 開催場所：JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3 階 会議室 8
3. 出席者：（1）理事総数 10 名  
出席理事 9 名  
会長 尾縣 貢  
副会長 潮田 勉  
事務総長 武市 敬  
理事 風間 明、野口 みずき（Web 出席）、  
広瀬 史乃（Web 出席）、八木 由里、  
横山 英樹、來田 享子（Web 出席、途中参加）  
  
（2）監事総数 2 名  
出席監事 1 名  
渡邊 剛

4. 議 事

（1）決議事項

- |         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 第 1 号議案 | 東京 2025 世界陸上 財政計画（支出）について   |
| 第 2 号議案 | 東京 2025 世界陸上 財政計画（収入）について   |
| 第 3 号議案 | 東京都と世界陸上財団の基本協定の改定について      |
| 第 4 号議案 | EOA 締結に係る利益相反取引の承認について      |
| 第 5 号議案 | EOA の締結について                 |
| 第 6 号議案 | カテゴリーリリース契約の締結について          |
| 第 7 号議案 | スポンサーシップ販売方針の策定について         |
| 第 8 号議案 | スポンサーシップ販売における企業対応指針の策定について |
| 第 9 号議案 | 利害関係者との接触に関する指針の策定について      |

5. 理事会の議事の経過の概要及び議決の結果

上記のとおり本理事会は定款第 35 条の規定に定める定足数の出席があったので、定刻、会長が議長席に着き開会を宣し、次の議案の審議に入った（來田理事は第 8 号議案からの参加）。

なお、本理事会は Web 会議システムを併用して開催しており、Web 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に適時適確な意見表明が互いにできる状態となっていることを開会前に確認している。

(1) 第 1 号議案 東京 2025 世界陸上 財政計画（支出）について

議長は、第 1 号議案を上程し、事務局から資料 1 に基づき説明がなされた。潮田副会長より「総額 150 億円に関して、進行管理を徹底するとともに、経費圧縮に向け、引き続き精査を進めて欲しい。また、気運醸成の取組も実務的に進めていただきたい。」、広瀬理事より「サービスのレベルが注目されることもあるので、社会的相当性の範囲に抑えるようご留意いただきたい。」などの意見が述べられた。議案の賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

(2) 第 2 号議案 東京 2025 世界陸上 財政計画（収入）について

議長は、第 2 号議案を上程し、事務局から資料 2 に基づき説明がなされ、議案の賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

なお、本議案において、潮田副会長及び横山理事は、特別の利害関係を有する理事にあたるものと整理し、議決に加わらなかった。

(3) 第 3 号議案 東京都と世界陸上財団の基本協定の改定について

議長は、第 3 号議案を上程し、事務局から資料 3 に基づき説明がなされ、議案の賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

なお、本議案において、潮田副会長及び横山理事は、特別の利害関係を有する理事にあたるものと整理し、議決に加わらなかった。

(4) 第 4 号議案 EOA 締結に係る利益相反取引の承認について

議長は、第 4 号議案を上程し、事務局から資料 4 に基づき説明がなされ、議案の賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

なお、本議案において、尾縣会長は、特別の利害関係を有する理事にあたり、議決に加わらなかったため、理事会運営規程第 4 条 2 項に基づき、潮田副会長が議長を務めた。

(5) 第 5 号議案 EOA の締結について

議長は、第 5 号議案を上程し、事務局から資料 4 に基づき説明がなされ、議案の賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

なお、本議案において、尾縣会長は、特別の利害関係を有する理事にあたり、議決に

加わらなかったため、理事会運営規程第4条2項に基づき、潮田副会長が議長を務めた。

(6) 第6号議案 カテゴリーリリース契約の締結について

議長は、第6号議案を上程し、事務局から資料5に基づき説明がなされ、議案の賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

(7) 第7号議案 スポンサーシップ販売方針の策定について

議長は、第7号議案を上程し、事務局から資料6に基づき説明がなされた。横山理事より「スポンサーシップの販売を外部に頼らないというのは、大規模な国際スポーツ大会ではあまり例のない取組だと思う。スポンサーを獲得できるよう取り組んでいただくとともに、このような取組を進めていることを対外的にPRして欲しい。また、非公表とする情報については、その理由や趣旨をしっかりと説明して欲しい。」との意見が述べられた。議案の賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

(8) 第8号議案 スポンサーシップ販売における企業対応指針の策定について

議長は、第8号議案を上程し、事務局から資料7に基づき説明がなされ、議案の賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

(9) 第9号議案 利害関係者との接触に関する指針の策定について

議長は、第9号議案を上程し、事務局から資料8に基づき説明がなされ、議案の賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

以上をもって議案の全部の審議及び報告が終了し、Web会議システムを用いた本理事会は、終始異状なく終了したので、議長は、午後2時30分閉会を宣し、解散した。

上記の議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、本議事録を作成し、定款第38条第2項の規定に基づき、出席した会長及び監事が以下に記名押印する。

令和5年12月26日  
一般財団法人東京2025世界陸上財団